

事務局説明資料

2026年10月1日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

I.	再保険キャプティブ制度検討の背景	p.2
II.	キャプティブの仕組みと活用状況	p.10
III.	キャプティブをめぐる議論と海外制度	p.15
IV.	ご議論いただきたい事項	p.26

I. 再保険キャプティブ制度検討の背景

II. キャプティブの仕組みと活用状況

III. キャプティブをめぐる議論と海外制度

IV. ご議論いただきたい事項

企業を取り巻く環境の変化とリスクマネジメントの高度化の重要性

損害保険をめぐる環境変化

1. 自然災害の頻発化・激甚化

近年、豪雨・台風・洪水などの自然災害が増加傾向
自然災害関連損失が過去30年間で約4倍に拡大し、保険料率の上昇が顕著
引受条件の厳格化が進行。

2. 地政学リスクの高まり

国家間の対立、経済制裁、貿易摩擦、地域紛争等のリスクが増加
国際物流や海上輸送は航路の見直し変更で輸送コストや追加保険料の負担が増加
地域情勢の悪化で引受自体が困難。

3. ソーシャルインフレーション

損害賠償責任保険で支払い額が物価上昇以上に増加
背景要因：高額賠償評決、消費者保護意識の高まり、訴訟ファイナンスの普及、
訴訟件数増加、社会的価値観の変化
特に北米で顕著（製造物責任訴訟や役員賠償責任訴訟等）

4. 新種リスクの増加

AI、サイバー攻撃など過去の損害データが乏しいリスクが増加
定量評価が難しく、既存の保険商品が十分対応できるか不透明

企業経営をめぐる環境変化

1. 中長期的な成長投資

日本企業の業績は改善し、株価は大きく上昇する一方、
欧米と比べて成長投資の拡大ペースは伸び悩み
新規事業や技術革新など、未来につながる中長期的な投資が重要

2. 資本コストを重視した経営

資本市場等から企業に対し、資本コストを意識した経営の要請
が高まる中、加重平均資本コスト（WACC）などの指標を用いて
資本コストの最適化を模索する企業が増加

3. 株主への説明責任

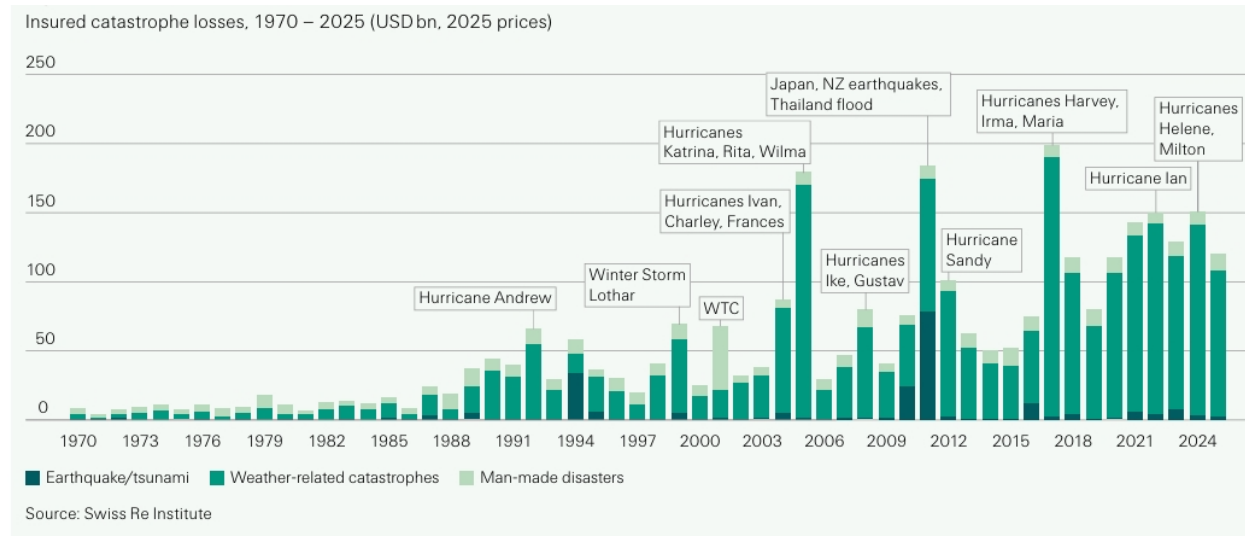
企業の持続的な成長の実現に向けて、企業と株主の間での、
中長期的な戦略や取組についての建設的な対話が一層重要

企業のリスクマネジメントの高度化が重要

リスクマネジメントの高度化により、事業の予見可能性の向上、CFの安定化、
ならびに資本コストの削減に繋がり、一層の成長投資の後押しが期待される。

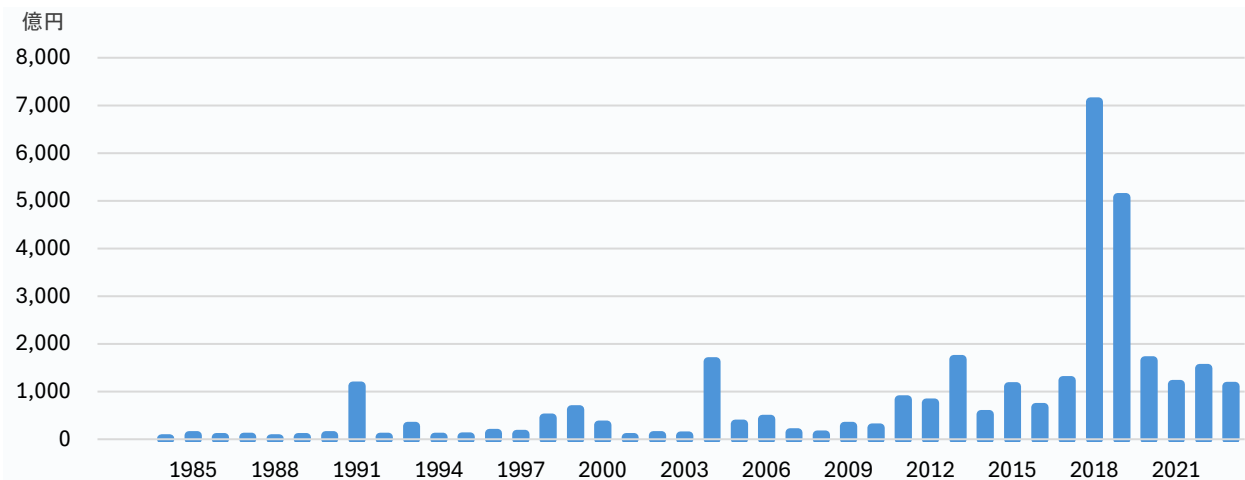
(参考) 自然災害による損害規模の拡大

保険でてん補された世界の災害損失(1970年～2025年)



(出典) Swiss Re Institute, “Natural catastrophes in 2025: the persistent rise of wildfire and storm risk” sigma No 1/2026 p33(Figure25)

日本国内の火災保険における保険金の支払額(1984年度～2023年度)

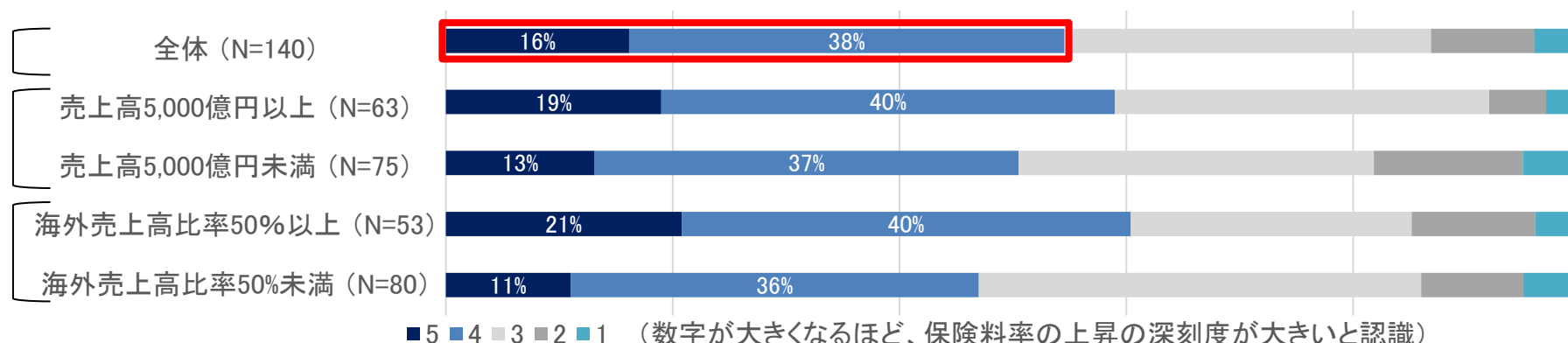


(出典) 損害保険料率算出機構提供データ(日本国内の住宅物件に対する火災保険における風災、ひょう災、雪災及び水災に係る保険金支払データ)より金融庁作成

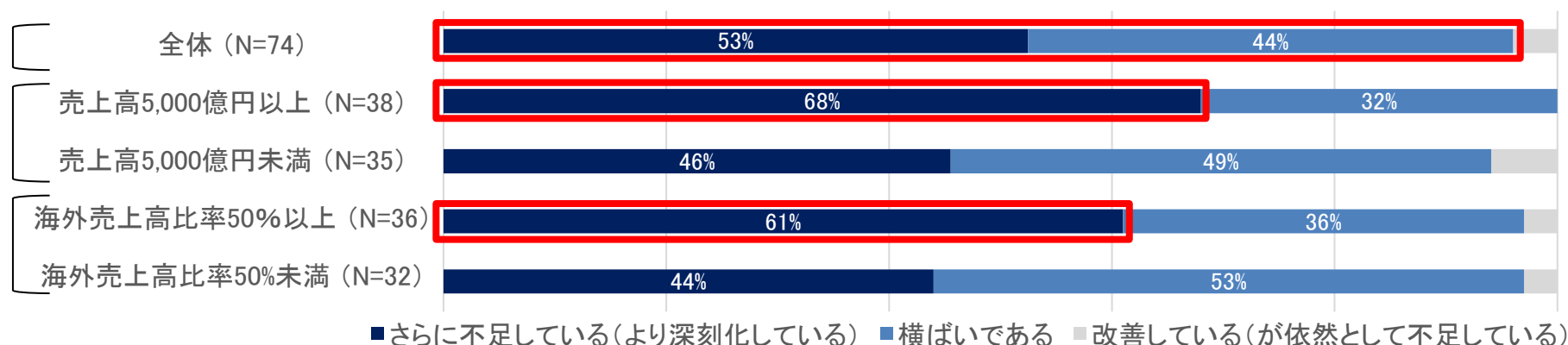
(参考) 日本企業による保険購買に関する認識

- 日本企業のリスクマネジメントに関するアンケート調査結果では、保険料の上昇を認識する企業(140社)の54%が「かなり深刻化している(5段階評価の4点・5点)」と回答している。
- 保険を購入するに当たって、保険会社のキャパシティ不足を認識する企業(74社)の96%が、対前年で「改善しているとはいえない(より深刻化している又は横ばい)」と回答している。「より深刻化している」と回答した企業の割合は、売上高が大きい企業は68%、海外売上高比率が高い企業は61%と特に高い。

日本企業による保険料の上昇に関する認識



日本企業による保険会社のキャパシティ不足に関する認識



企業のリスクマネジメントの全体像とリスクファイナンス

□ 企業としては、リスクマネジメントの高度化に向けて、特に、①リスクファイナンス(リスク移転・リスク保持・資金調達)、②リスクコントロール(予防策・被害軽減策)、③レジリエンス(回復力・適応力)の三位一体の統合的なリスクマネジメントを確立することが重要となる。

□ キャプティブは、これらのうち、①リスクファイナンスの手法の一つの選択肢として位置付けることができる。

(注) リスクファイナンスは、「企業が行う事業活動に必然的に付随するリスクについて、これらが顕在化した際の企業経営へのネガティブインパクトを緩和・抑止する財務的手法」(経済産業省「リスクファイナンス研究会報告書～リスクファイナンスの普及に向けて～」(2006年3月)6頁)。

企業のリスクマネジメントの全体像



主なリスクファイナンスの手法

保持	内部資金調達 (準備金等の自己資本)
	外部資金調達 (コミットメントライン、コンティンジェント・デッド)
保持／移転	キャプティブ
移転	保険
	代替的リスク移転 (デリバティブ、キャットボンド)

「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」報告書(2026年4月17日)

IV-4. 政府(金融庁・経済産業省)における対応

(1) 金融庁

(略)

② 海外直接付保やキャプティブの利活用に向けた政策の検討

国内損害保険の企業向け市場では、前述の通り、企業が保険を単なる「コスト」と捉える傾向もあり、国内競争環境における料率引下げ圧力が強まっている。その結果、損害保険会社がリスクプロファイルに見合った適正な料率を設定しにくい状況が続いている。こうした環境は、国内の寡占市場とも相まって、海外の損害保険会社の新規参入が進まず、また、国内のグローバル企業のリスクニーズにも十分に応えられていないとの指摘がある。

このような現状を改善するため、金融庁としては、損害保険会社に対し、適切な料率設定を求めつつ、**企業の多様なリスクに対応できる実践的なリスクマネジメントの手法の高度化を支援することが重要である**。その際、契約者保護や健全性確保の観点も踏まえながら、海外直接付保や**キャプティブの利活用を含めた政策の検討を進めるべき**である。

(略)

■ キャプティブについて

キャプティブを企業グループ内に分散して存在する様々なリスク情報を集約する「リスク情報ハブ(リスクセンサー)」として活用するなど、リスクマネジメントの高度化に資するものとなるよう政策を検討する必要がある。これにより、リスクマネジメントに関する意思決定の質を高め、ひいては企業のリスク管理能力の底上げや、資本効率の向上を図る上でも有効と考えられる。

キャプティブ制度の創設に関する政府文書

日本成長戦略(2026年7月21日閣議決定)

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

3. 金融を通じた潜在力の解放

(2) 対応の方向性

③ 講ずべき施策パッケージ

内閣官房において「成長投資を促進するための金融戦略」を策定し、以下の施策等に取り組む。このうち、施策の具体化が必要なものについては、特段の記載があるものを除き、2026年度末までを目途に結論を得た上で、その後速やかに実施する。

(略)

ii) 企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革等

(企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革)

(略)

また、企業における役職員への株式報酬の充実に向けた環境整備を進めるほか、**企業のリスクマネジメント高度化と投資余力の確保を後押しすべく、自グループのリスクのみを引き受ける保険会社の制度創設について検討する。**

「成長投資を促進するための金融戦略－資産運用立国のアップグレード－」

(2026年7月21日内閣官房日本成長戦略本部事務局)

2. 企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革等

2-1. 企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革

(略)

(4) 企業が成長投資を進める上で、増加する自然災害や地政学リスク等の対応が課題となる。**企業の中には自グループのリスクのみを引き受ける保険子会社であるキャプティブを海外で設立する動きも広がる一方、為替変動や制度変更リスクを理由に国内設立を望む声がある。**このため、**契約者保護や健全性に配慮しつつ、限定的なリスクを扱う特別専門保険会社(再保険キャプティブ)の制度を創設するための法案の次期通常国会提出に向けた検討を進め、企業のリスクマネジメント高度化と投資余力の確保を後押しする。**

金融審議会総会(2026年8月31日)における再保険キャプティブ制度に関する主なご指摘

- キャプティブの良い点は、保険コストを透明化し自ら管理できる点、リスクデータが蓄積できる点である。一方で、自家保有するリスクと外部に移転するリスクの切分けが難しい。これを失敗すると企業に多大な損失を与えることになる。加えて、再保険キャプティブの採算性・規模をどう考えるか、保険料をどう設定すればよいか、国際課税の流れとの整合性や、元受損害保険会社とのコンフリクト、流動性の確保などの問題もある。
- 国内にキャプティブ制度を設けることは意義のあることだと思っているが、単なる保険料の削減ではなく、リスク情報ハブとして活用し、リスクマネジメントの高度化に資するように議論してもらいたい。
- (再保険キャプティブは)リスクが増加する現代社会において、企業活動の重要な要素になると思うが、キャプティブへの保険料の拠出や、(親会社への)配当の観点で、コーポレートガバナンスにも大きな影響があると考えられ、その点についても議論が必要である。
- 再保険キャプティブを設立する企業に何を求めるのか。特に、リスクマネジメント能力をどのように測るのかを議論する必要がある。企業が適切なリスク管理を行っているか否かを確認する仕組みも検討してもらいたい。
- 大企業は海外で既にキャプティブを設立している。中堅企業や中小企業でもキャプティブを利用できる制度となることが重要である。
- キャプティブ制度は過去何度も議論されたが実現しなかった。なぜこれまでキャプティブ制度を整備できなかったのかを明確にしたうえで、議論してもらいたい。

I. 再保険キャプティブ制度検討の背景

II. キャプティブの仕組みと活用状況

III. キャプティブをめぐる議論と海外制度

IV. ご議論いただきたい事項

キャプティブとは

- キャプティブとは、一般に、特定の親会社やグループ会社のリスクを専門的に引き受けることを目的として、当該親会社等が設立・所有する保険会社とされる。
- 現状、日本国内にはキャプティブ固有の制度がないこと等を背景に、日本企業は、キャプティブ制度が整備されている法域で、主にピュアキャプティブに該当する再保険キャプティブを設立している。

(注)公式な統計データはないが、英国のキャプティブ関連メディア(Captive Review)は、2025年末時点で世界には6,254社のキャプティブが存在するとしている。日本企業のキャプティブについては、「おおむね100社前後というのが保険業界のコンセンサス」とする文献(柳瀬編著(2024))や2022年12月時点で「162社」とする文献(浜田ほか(2023))等がある。

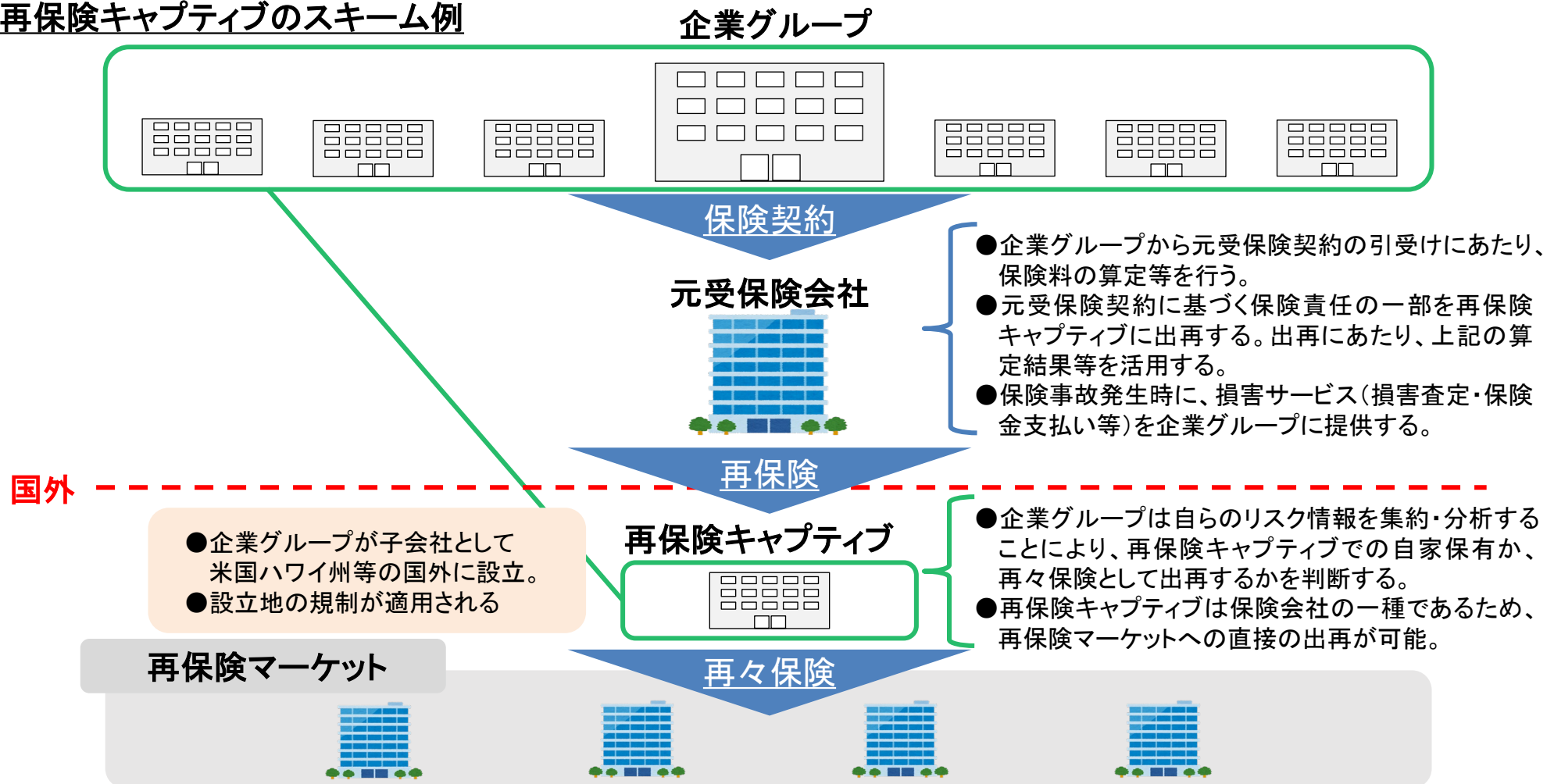
キャプティブの主な分類

所有と引受 範囲の関係 による分類	ピュアキャプティブ 単一の親会社が所有し、当該親会社及びそのグループ会社のリスクを引き受ける形態
	グループキャプティブ 複数の企業グループが共同で所有し、各企業グループ会社のリスクを引き受ける形態
	レンタキャプティブ 出資者がキャプティブ機能を第三者に提供するために設立し、利用企業のリスクを引き受ける形態
保険の 引受形態 による分類	元受キャプティブ 企業から直接保険契約を引き受け、企業のリスクを保有する形態
	再保険キャプティブ 元受保険会社を経由して再保険契約を引き受け、企業のリスクを保有する形態

再保険キャプティブの仕組み

- 現状では、国内には再保険キャプティブ制度が整備されておらず、国内で同一の企業グループのリスクのみを引き受ける再保険キャプティブ業務を行うためには、保険会社の免許の取得が必要。
- しかしながら、保険会社の免許の取得は、同業務の特性に照らして負担が重く、相当数の国内の企業グループは、米国ハワイ州等の国外に子会社を設立して同業務を行っている。

再保険キャプティブのスキーム例



日本企業による再保険キャプティブの活用イメージ

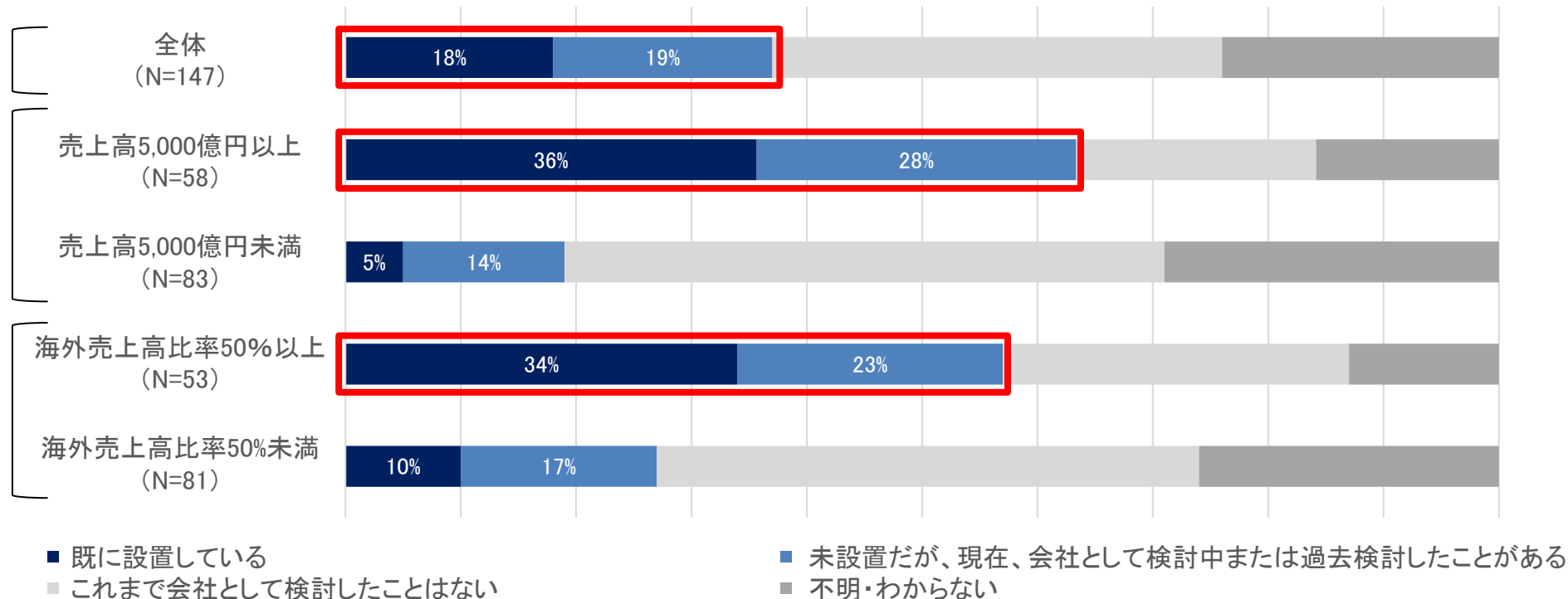
- 多様な業種の日本企業が再保険キャプティブを活用しており、その効果として、①保険コストの最適化、②元受保険会社が引き受けづらいリスクへの対応可能性の向上、③損害予防活動による効果の自社への還流等を挙げている。

	(1) 建物等のリスク	(2) 貨物のリスク	(3) 製造物責任リスク
活用企業例	- 製造業 - エネルギー事業者	- 商社 - グローバル製造業	- 医薬品・食品製造業 - 輸送機器・大型機械製造業
保有するリスク	✓ グループ会社が多数の工場や施設を保有し、建物・設備・在庫等の損害リスクを有する	✓ 取引先へ多数の国際貨物を輸送する間における貨物の破損・汚損等のリスクを有する	✓ 製造・販売した製品に起因する賠償責任リスクを有する
加入保険種目	- 火災保険・地震危険補償特約 - 休業補償保険	- 外航貨物海上保険 - 運送保険	- 生産物賠償責任保険 - リコール保険
再保険キャプティブによるリスクの保有	✓ グループ会社各社が加入する火災保険のコストを最適化するため、一部リスクを再保険キャプティブが保有する	✓ 加入する貨物保険のコストを低減するため、一部リスクを再保険キャプティブが保有する	✓ 賠償保険のコストを最適化するため、比較的発生頻度の高い損害については再保険キャプティブが保有する
再保険キャプティブ活用の効果	✓ グループ会社間でリスク許容度が異なる中、個社ごとに火災保険に加入しつつ、グループにおける保険コストを最適化できる ✓ キャプティブによる保有を条件に、地震危険補償等の元受損害保険会社が引受けに慎重となる保険に加入できる	✓ 自社グループの物流品質向上等の損害予防活動による効果を自社へ還流できる ✓ 商慣行上必要となる付保証明書を引き続き元受損害保険会社から発行できる	✓ キャプティブによる保有を条件に、リコール保険等の元受損害保険会社が引受けに慎重となる保険に加入できる ✓ 商慣行上必要となる付保証明書を引き続き元受損害保険会社から発行できる

(参考) 日本企業における再保険キャプティブ活用の実態

- 日本企業のリスクマネジメントに関するアンケート調査結果では、回答企業(147社)の37%がキャプティブを既に設置又は設置の検討経験がある。
- 売上高が大きい企業は64%、海外売上高比率が高い企業は57%と、キャプティブの設置又は設置の検討経験がある企業の割合が高くなる傾向がみられる。

キャプティブの設置・検討状況



- I. 再保険キャプティブ制度検討の背景
- II. キャプティブの仕組みと活用状況
- III. キャプティブをめぐる議論と海外制度
- IV. ご議論いただきたい事項

沖縄県名護市からの要望（金融特区関係）

- 2000年代初頭に、沖縄県名護市から、金融特区における再保険キャプティブ制度の創設に関する要望があったが、当時、金融庁は「慎重に対応する必要があり、認めることは困難」と回答した経緯がある。

2004年3月24日参議院・内閣委員会会議録（抜粋）

○副大臣（伊藤達也君）（略）

具体的には、名護市の提案というのは、特定地域において再保険キャプティブを制度化をして、そしてそこに再保険に出す一般の保険会社について責任準備金の設立免除を認める一方、再保険キャプティブに対する規制、監督を一般の保険会社に対するものよりも緩いものにするというものでございますが、この御提案につきましては、再保険の出再元である一般の保険会社は特定地域にとどまらず保険契約の引受けを行っておりまして、再保険を受けるものが破綻した場合の影響は特定地域にとどまるものではなく、広く国内金融制度一般の問題としてとらえる必要があると、また、監督当局の適切な規制、監督を受けないものに一般の保険会社が再保険を出した場合に責任準備金の積立て免除を認めることは保険契約者の保護の観点からこれは適当ではないと考えられます。

つまり、仮に緩い基準でキャプティブの設立を認め、そのキャプティブが破綻した場合には、そこに出再した元受け保険会社に再保険が支払われないことになり、結果として、この元受け保険会社の財務の健全性の確保に支障が生じることになります。こうした元受け保険会社は特区の地域にとどまらず保険契約の引受けを行っておりますので、これが破綻すれば特区地域以外、全国の保険契約者にもその影響が及ぶことになるわけであります。

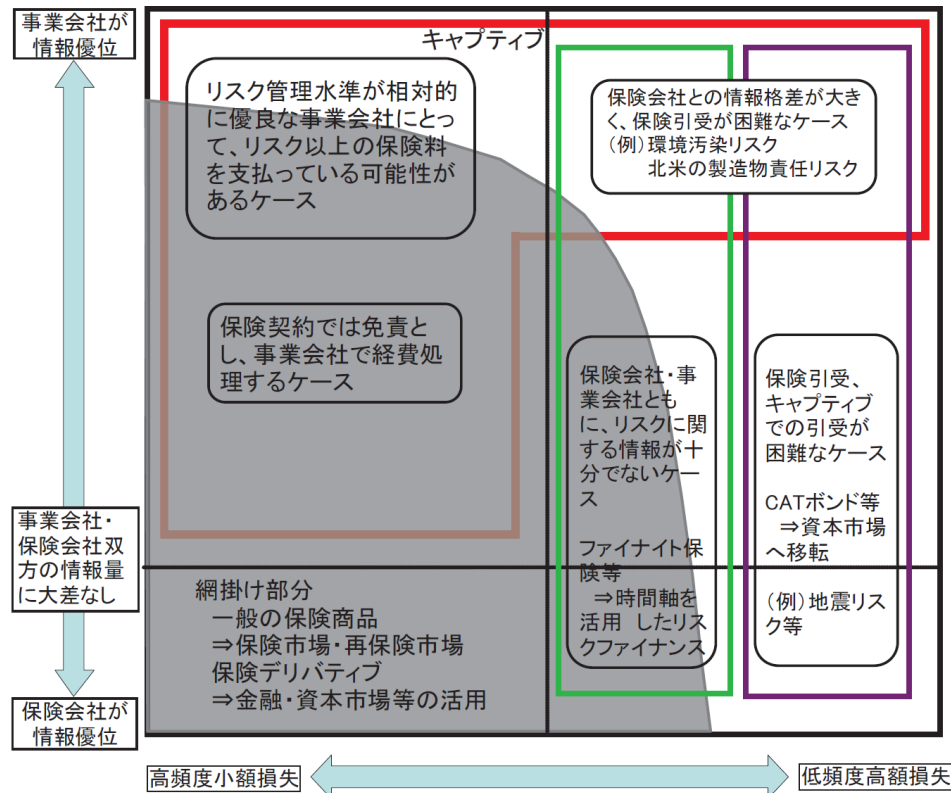
また、バミューダ、ケイマン等のキャプティブ設立における規制、監督を含め、再保険に関する規制、監督については国際的にも議論が行われておるところでありまして、なお、イギリス、ドイツ、フランスでもキャプティブ制度がないなどのことにも留意をしていく必要があると。

こうしたことから、名護市の御提案については慎重に対応する必要があり、認めることは困難である旨の回答を行っているところでございます。

経済産業省「リスクファイナンス研究会報告書」(2006年3月)の提言

□ 経済産業省の「リスクファイナンス研究会報告書」(2006年3月)においては、キャプティブについて、以下のとおり言及されており、当時から国内におけるキャプティブ制度の必要性が指摘されていた。

- ✓ 一般保険会社では情報格差が大きく保険引き受けが困難なリスクでも、子会社であることで情報格差が排除でき、付保できる可能性が広がる。
- ✓ 再保険市場に直接アプローチすることで、より効率的な付保が可能となる。
- ✓ リスクマネジメントセンターとして、グループ内企業のリスクを一元管理し、より戦略的なリスクファイナンスを達成し、リスクマネジメントの機能度を高めることも可能。



キャプティブは、リスクを一元管理し、リスクの保有・移転を戦略的に手当てするためのビークルとして極めて有効な仕組みである。国内では、一部の先進企業が戦略的リスクファイナンスの達成、リスクマネジメントの機能度向上等を企図して活用しているほか、欧米ではより一般的に活用されているものである。

もっとも、わが国では、キャプティブそのものの認知度は低く、また国内での設立が事実上困難であり、海外に設立せざるを得ないことからあまり普及していない。

キャプティブを選択肢の一つとした企業の戦略的リスクファイナンスの活用を促すためにも、特定の企業あるいは企業グループのリスクを引き受ける新たなステータスの保険会社を国内で設立可能とするような制度整備(キャプティブ法制の創設)を行っていく必要がある。

キャプティブと税制優遇①

- キャプティブについては、リスクマネジメント上の利点がある仕組みであり、一概に租税回避目的によるものと決めつけるべきではないとの指摘がある。

IAIS “Issues Paper on the regulation and supervision of captive insurance companies” (2006/10)

北米・カリブ海地域	
バミューダ	1,326
ケイマン	737
ブリティッシュ・バージン・アイランド	377
バルバドス	218
タークス・カイコス	95
バハマ	22
米国	
ヴァーモント	533
ハワイ	143
サウスカロライナ	110
その他	723
アジア	
シンガポール	57
ヨーロッパ	
ガーンジー	387
ルクセンブルク	277
アイルランド	199
マン島	161
スイス	48
スウェーデン	42
英国	30

これを見れば、キャプティブが設立されるのは、**タックスヘイブン**とよばれる**国・地域が多いことは確かであるが、そうではない国・地域においても決して少なくない数のキャプティブが設立されていることもわかる。**

・・・地球温暖化を原因とする災害の巨大化などにより元受保険市場および再保険市場とも不安定さを増しつつあり、またわが国の企業にとっては特に大きな巨大地震リスクのように保険市場では消化不可能なリスクもある。これらのことを背景に、代替的リスク移転(Alternative Risk Transfer)とよばれる保険以外のリスクマネジメント手法が近時急速に発展しつつあり、また保険においても様々な手法が試みられつつある。**キャプティブもそのようなリスクマネジメントの手法であり、キャプティブがかつてもっぱら税回避の目的で利用されたのとは事情が根本的に変わりつつある。**

・・・**一概に税回避目的によるものであると決めつけることは、キャプティブを有意義なリスクマネジメントの手法として法制度上も位置づけている諸外国の動向に明らかに反するものであり、また、わが国の企業から有効なリスクマネジメントの手段を奪うことになり、わが国の企業の国際的競争力を失わせることにつながることに留意すべきである**と考える。**課税上の問題が先にありきということで、リスクマネジメントの手段としてのキャプティブについての政策論を放棄すべきではない。**

キャプティブと税制優遇②

- 最近の実務においては、キャプティブの設立に関し、「課税裁定の有無でドミサイルを選択することに意味がなくなった」「税金対策は本来の目的ではない」といった指摘がある。
- キャプティブ制度の創設を検討中の英国政府も、「現代的で競争力のあるキャプティブ制度の導入に当たり、税制優遇は不可欠な要素ではない」との見解を示している。

(注)フランスにおいては、国内での再保険キャプティブの設立を促進するため、2023年1月1日以降に開始する事業年度から、将来の損失への備えとして15年間無税で引当金の計上を認めるレジリエンス引当金を導入している。ただし、これは、企業における税負担の軽減を図るためのものではなく、再保険キャプティブの機能をより効果的に発揮できるようにするための税制上の措置であると考えられる。

マーシュ ブローカー ジャパン『プロが教えるキャプティブ自家保険の考え方と活用』(中央経済社、2022年)34頁

本邦CFC税制の2018年改正により、キャプティブの留保所得は原則として親会社と合算されるようになったため、**今では課税裁定の有無でドミサイルを選択することに意味がなくなった。**

浜田健一郎ほか『キャプティブ保険会社の実務』(保険毎日新聞社、2023年)13頁

キャプティブ設立の本来の目的は保険コストを削減して、多額の保険料が生むキャッシュフローを活用し、キャッシュ資産を管理することである。税金対策でのキャプティブ設立という動機を聞くこともあるが、**税金対策は本来の目的ではなく、結果的に節税となれば幸運というべき**であろう。

HM Treasury, “Captive insurance: Consultation response” (2025.7) p10

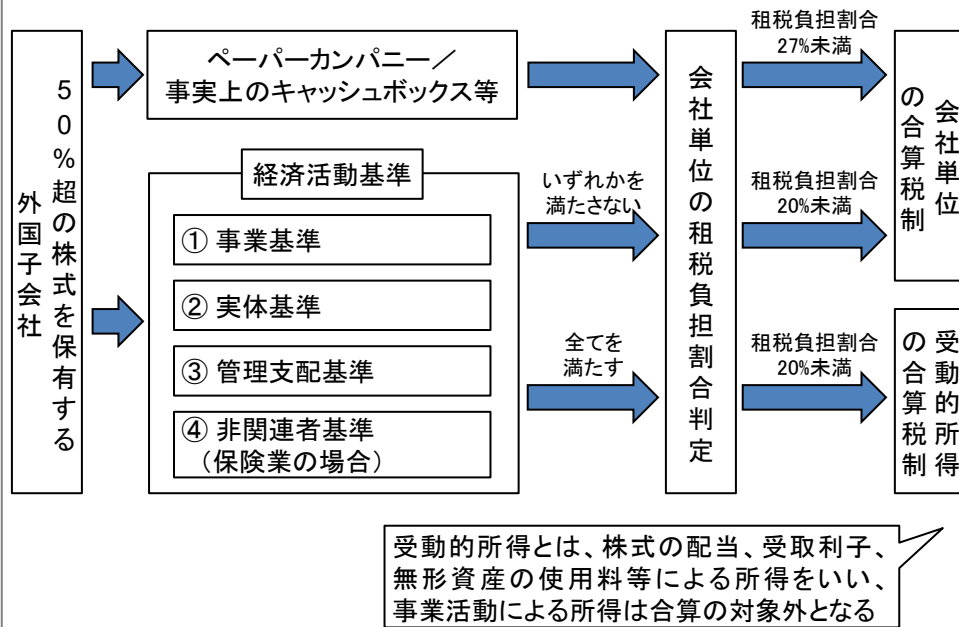
2.17 While the government recognises that some respondents considered that beneficial tax arrangements would help increase the attractiveness and international competitiveness of any UK captive insurance framework, the government remains of the view that **tax incentives are not a necessary component of introducing a modern and competitive captive insurance framework.**

(参考) 日本企業に適用される主な国際課税制度の概要

- 日本企業が他国に子会社を所有した場合、外国子会社合算税制(CFC税制)及びグローバル・ミニマム課税等が適用され得るため、所得移転による課税繰延べや税負担軽減は一定程度抑制されている。

外国子会社合算税制(CFC税制)

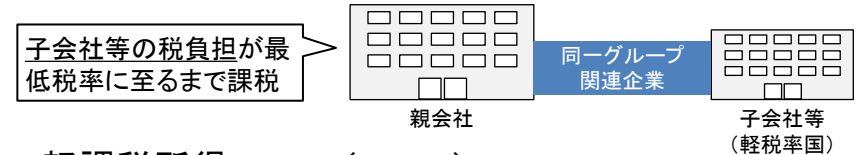
- 外国子会社等を利用した租税回避を抑制するために、一定の要件に該当する外国子会社等の所得を、日本の親会社の所得とみなして合算し、日本で課税する制度



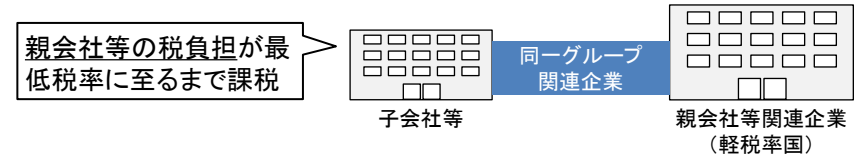
グローバル・ミニマム課税

- 年間総収入金額が7.5億ユーロ(約1,369億円)以上の多国籍企業が対象
- 適用除外所得以外の一定の所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する

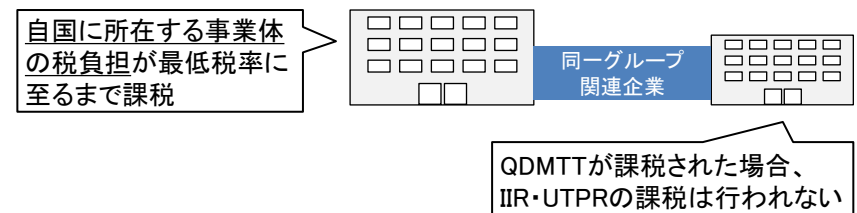
・ 所得合算ルール(IIR)



・ 軽課税所得ルール(UTPR)



・ 国内ミニマム課税(QDMTT)



再保険キャプティブに関する制度比較①

主な規制項目	日本 (通常の損害保険会社)	米国ハワイ州 (Pure Captive Class1)	シンガポール (Captive Insurer)	アイルランド(ダブリン) (Captive Reinsurance)
参入規制	キャプティブ向けの免許制度なし(通常の損害保険業免許を取得する必要)	通常の保険会社と異なる免許制度(事業形態・引受対象等により5つの区分)	通常の保険会社と異なる免許制度(引受種目により生保型・損保型・併営型の3つの区分)	通常の保険会社と同じ免許制度(キャプティブの場合は一部の規制を緩和)
最低資本金	10億円	10万ドル(約1,600万円)以上 * 当局が事業規模等を踏まえて決定	40万シンガポールドル(約5,000万円)	130万ユーロ(約2億4,000万円)
元受契約における保険契約者の範囲	制限なし	親会社及びその関連会社 - リスクを管理でき、自社グループと密接な関係がある第三者(フランチャイジー等)	親会社及びその関連会社 - 契約に基づくリスク管理権限を有する他の企業	親会社及びその連結財務諸表に属する会社
再保険引受けを行う保険種目	制限なし	賠償責任保険、財産保険、海上保険、団体信用生命保険等のほか、当局が承認した種目	免許の種類に応じた引受種目(保険種目を限定する規制は確認できない)	免許の種類に応じた引受種目(保険種目を限定する規制は確認できない)
役員に関する規制	- 取締役等は、職務の遂行に係る知識・経験を有し、社会的信用を有する必要(当局への事前届出が必要) - 取締役等は原則兼職禁止	- 取締役等は、人格、評判、財務状況、業務経験及び経営上の適格性の観点から当局の事前承認が必要 - 取締役等の兼職を制限する規制は確認できない	- 取締役等は、誠実性、評判、能力、経験、財務的健全性等の観点から当局の事前承認が必要 - 取締役等の兼職には当局へ報告が必要	- 取締役等は、職務経験等の能力、誠実性、財務的健全性等の観点から当局の事前承認が必要 - 取締役等の兼職には十分な職務時間の確保が必要

(注) 委託調査結果等を踏まえて、2026年8月時点の各国・地域の法令等に基づき金融庁作成。制度の詳細については、法令改正や監督実務の変更等により、本表と異なる場合がある。

再保険キャプティブに関する制度比較②

主な規制項目	日本 (通常の損害保険会社)	米国ハワイ州 (Pure Captive Class1)	シンガポール (Captive Insurer)	アイルランド(ダブリン) (Captive Reinsurance)
業務範囲	- 保険引受け、資産運用 - 上記業務に付随する業務、法定他業	- 再保険引受け、資産運用 * 事業計画について、当局の事前承認が必要	- 保険引受け、資産運用 * 事業計画について、当局の事前承認が必要	- 再保険引受け、資産運用 - 上記業務に付随する業務
子会社の範囲	金融業、それに付随・関連する業務等を行う会社	- 規制は確認できない * 事業計画について、当局の事前承認が必要	- 規制は確認できない * 事業計画について、当局の事前承認が必要	再保険業、それに付随する業務を行う会社
資産運用	- 投資可能な資産を限定 - 同一人に対する資産運用額を制限	- 最低資本金は、現金同等物での保有が必要(銀行の信用状も可) - 当局が事前承認した戦略的投資方針に基づき投資	(資産運用に伴うリスクには主に健全性規制で対応)	(資産運用に伴うリスクには主に健全性規制で対応)
準備金規制	- 未経過保険料、支払備金等の項目別に準備金を算定 - 大数の法則が機能しないリスクに備えるための異常危険準備金制度	- 引受リスクに応じて保険数理上適切な準備金を算定 * 異常危険準備金制度なし	- 未経過保険料、支払備金等の項目別に準備金を算定 * 異常危険準備金制度なし	- 保険料、支払保険金等の将来キャッシュフローを踏まえた準備金を算定 * 異常危険準備金制度なし
健全性規制	経済価値ベースのソルベンシー比率	(準備金規制で対応)	簡素な資本規制(前年度収入保険料の20%以上等)	リスク量に応じて所要自己資本額が変わるリスクベースの資本規制
事業報告	年2回	年1回	年1回	年4回

(参考1) キャプティブを設立する国・地域や再保険引受けを行う保険種目・規模等によって異なるが、設立時には資本金の払込みのほかフィージビリティ・スタディや申請書類の作成等のために約1,000万円、設立後はマネジメント会社やアクチュアリー・監査法人に対する業務委託費として年間数千万円の支払いが発生する。

(参考2) 行政コストの例として、米国ハワイ州では、16名の職員がキャプティブに係る監督に従事している。免許審査期間は約4～6週間。

(注) 委託調査結果等を踏まえて、2026年8月時点の各国・地域の法令等に基づき金融庁作成。制度の詳細については、法令改正や監督実務の変更等により、本表と異なる場合がある。

英国のキャプティブ制度案のポイント

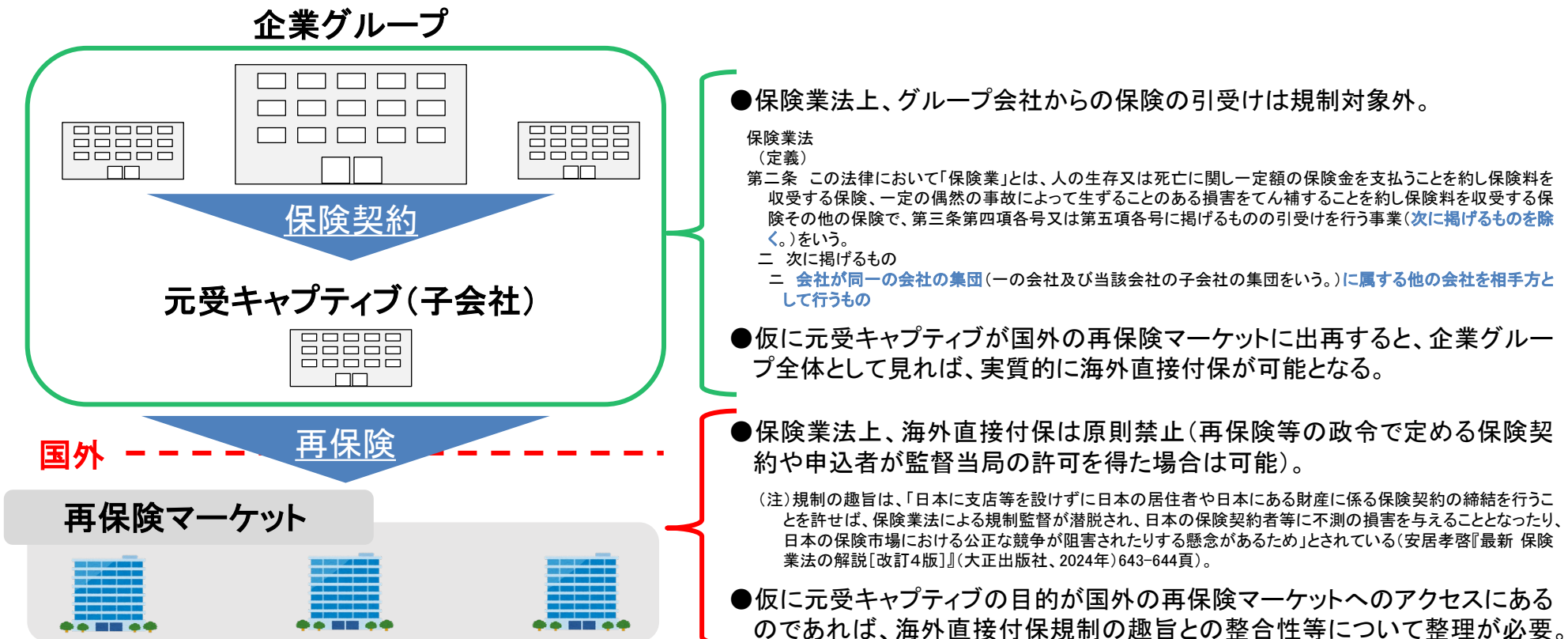
- 英国政府は、国際競争力のあるキャプティブ保険市場の構築を目的として、2025年7月にキャプティブ制度を導入する方針を明らかにしており、2026年7月14日、PRA(健全性監督機構)及びFCA(金融行為規制機構)が具体的な規則案を公表した。
- 2026年10月14日までパブリックコメントを受け付けて最終化し、2027年半ばに施行予定としている。

会社形態	・ ピュアキャプティブ * 完全子会社(a fully owned subsidiary)である株式会社
引受形態	・ 元受け+再保険引受け * ただし、強制保険、団体生命保険等の一定の福利厚生目的保険等は再保険引受けのみ可能で、福利厚生目的以外の生命保険は元受け・再保険引受けとも不可
元受契約における 保険契約者の範囲	・ グループ内企業+主要サプライヤー、フランチャイジー等の重要なグループ外企業 * ただし、グループ外企業の福利厚生目的保険は対象外とし、グループ外企業からの引受けは、原則として正味収入保険料の10%又は保険負債の10%のいずれか低い方が上限
機関・役員	・ 取締役会に業務執行取締役1名+非業務執行取締役1名が必須 * 事業構造や事業の複雑性を踏まえ、独立非業務執行取締役の必要性を検討
健全性規制	・ 正味収入保険料の10%又は保険負債の10%のいずれか高い方の自己資本 * 最低資本(10万ポンド)は払込資本(Tier1)で対応する必要
事業報告	・ 年1回の簡易的な報告(会社情報、BS、保険種目別の引受実績を示すPL等)
行為規制	・ 比例原則に従い、保険契約者保護のための規制等を緩和
免許審査期間	・ 必要書類が整うことを前提に、申請から4~6週間で付与

(注)将来的には、立法措置により、保護セルキャプティブ(レンタキャプティブ)制度の整備も検討

元受キャプティブに関する論点

- 元受キャプティブ制度の整備については、少なくとも以下のような論点があり、保険業法の目的や他の規制の趣旨との関係も踏まえつつ、総合的な検討が必要になると考えられる。
- ✓ 現行の保険業法において、グループ会社からの保険の引受けは保険業の対象外とされている中、現状、元受キャプティブを設立している企業グループは確認できず、企業の具体的なニーズやユースケースが必ずしも明確ではない。
 - ✓ 仮に元受キャプティブが国外の再保険マーケットに出再すれば、企業グループ全体として実質的に海外直接付保が可能となる場所、海外直接付保規制の趣旨との整合性等について整理が必要となる。
 - ✓ 仮にグループ会社からの保険の引受けも保険業に該当するものとして、元受キャプティブに一定の規制を課すとしても、保険業法の目的（保険契約者等の保護）との関係で、その必要性（保護法益）が必ずしも明確ではない。



再保険キャプティブ制度の創設に向けた基本的な考え方

- 再保険キャプティブ制度の創設に当たっては、元受保険会社を相手方として自社グループのリスクのみを引き受けるという事業特性を踏まえて、海外の制度を参考とするとともに、保険契約者等の保護や健全性の確保にも十分配慮しつつ、適切な規制の在り方を検討していくことが適当と考えられる。

主な規制項目	通常の損害保険会社	再保険キャプティブ制度の方向性(案)
参入規制・最低資本金	- 損害保険業免許 (不特定多数の保険契約者等の保護を図るため、厳格な審査基準) - 最低資本金10億円	✓ 損害保険会社の一類型であるが、元受保険会社を相手方として自社グループのリスクのみを引き受ける事業特性を踏まえて、免許の審査基準や最低資本金の水準を最適化
元受契約における保険契約者の範囲	制限なし	✓ 自社グループとして認められる範囲を設定
再保険引受けを行う保険種目	制限なし	✓ 企業のリスクマネジメントの高度化等を図るという制度趣旨を踏まえて、元受契約に係る保険種目の範囲を設定
役員等に関する規制	- 役員に対する兼職制限、保険会社の経営に関する知識・経験の要求 - 保険計理人の選任義務 等	✓ 親会社のリスク管理部門等による主体的な関与や多くの業務の外部委託が想定される事業運営の実例を踏まえて、事業運営の効率性と適切性の両立に必要な規制を整備
業務範囲・子会社の範囲	業務範囲は固有業務、付随業務、法定他業に、子会社は法令で定める金融関連の事業者等に、それぞれ限定	✓ 事業内容が限定的であることを前提に他の規制を緩和することを踏まえて、必要最低限度の範囲に限定(通常の損害保険会社よりも大幅に限定)
健全性規制	経済価値ベースのソルベンシー比率	✓ 元受保険会社を相手方として自社グループのリスクのみを引き受ける事業特性を踏まえて、支払能力の確保を図るために必要な範囲で、できる限り簡素な規制を整備

- I. 再保険キャプティブ制度検討の背景
- II. キャプティブの仕組みと活用状況
- III. キャプティブをめぐる議論と海外制度
- IV. ご議論いただきたい事項

ご議論いただきたい事項

- 企業のリスクマネジメント高度化と投資余力の確保を後押しする観点から、再保険キャプティブ制度の創設を検討するに当たり、留意すべき事項は何か。
- 再保険キャプティブは損害保険会社の一類型と位置付けられるところ、損害保険会社との比較で追加的な税制上の措置は前提とせず、その機能や事業特性に着目して、25頁に記載の方向性で制度の在り方を検討することについて、どのように考えるか。
- まずは、日本企業による国外での設立の実例があり、具体的なニーズやユースケースが明確な再保険キャプティブ制度の創設を優先し、元受キャプティブについては、制度の創設の可否を含め、将来的な検討課題と位置付けることについて、どのように考えるか。